**平成３０年（フ）第５５７号**
大阪市東淀川区瑞光１丁目15番16―207号
債務者　山下　千佳
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥井久美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第４６号**
北海道帯広市東９条南２丁目４番地37
債務者　マルタカこと　菊池　正美
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　紘生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成３０年（フ）第３４２号**
愛知県東海市富木島町東山田７番地31　東海富木島寮（309号室）
債務者　吹本　結人
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　博子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午後２時25分
5　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成３０年（フ）第１０８７号**
大阪市平野区長吉出戸４丁目２番５号
債務者　永廣喜代美
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古野裕衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１２号**
和歌山県有田市宮原町滝川原146番地　フレグランス宮原206号
債務者　山下　侑也
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　博章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成３０年（フ）第３３７号**
埼玉県戸田市笹目４丁目19番地の14　ＫＩレジデンス302号室
債務者　梅津　幸雄
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第１７８６号**
埼玉県川口市北原台２丁目22番29号　メゾン蘭103号室
債務者　岡山　良之
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　和子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成３０年（フ）第４２号**
三重県四日市市釆女町1894番地　ディアマンテ202
債務者　大西　　優
1　決定年月日時　平成30年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成３０年（フ）第２４号**
愛知県津島市本町１丁目73番地
債務者　村木タイル工業所こと　村木　賢一
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成３０年（フ）第２０７号**
名古屋市名東区牧の里２丁目207番地　ラヴィアン403号、従前の住所名古屋市守山区竜泉寺１丁目1108番地　グリーンベル小幡緑地702号
債務者　浅井勇一朗
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第４７８号**
北九州市小倉北区上富野１丁目２番22―106号、申立時の住所愛知県知立市鳥居２丁目11番地10　清水様貸家１階１号室
債務者　水合　洋一
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成３０年（フ）第８５号**
愛知県刈谷市一ツ木町鵜島１番地176
債務者　尾野　優子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成３０年（フ）第９８号**
愛知県碧南市天王町７丁目54番地　ｇｒａｃｅ・ｔｅｎ201号室、住民票上の住所名古屋市緑区浦里１丁目150番地の１
債務者　大谷　健滋
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成３０年（フ）第１００号**
愛知県岡崎市日名西町３番地２　サンフラワー　Ｅ―105
債務者　長坂　幸生
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成３０年（フ）第２０１号**
埼玉県三郷市彦川戸１丁目238番地４
債務者　池田美佐子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成３０年（フ）第２８９号**
さいたま市見沼区東大宮２―20―16
債務者　掛水　美江（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係